

(別紙 1)

仕様書

1 業務名

令和8年度 下関市廃エアゾール製品等収集運搬及び再資源化処理業務

2 業務場所

(引渡場所) 下関市古屋町一丁目18番1号

下関市リサイクルプラザ (以下「プラザ」という。) 処理棟内の指定場所
(収集運搬業務) 引渡場所から受託者 (以下「乙」という。) 処理施設まで
(処理業務) 乙の処理施設、最終処分場又は再生利用先

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 収集運搬・処理対象物等

(1) 収集運搬・処理対象物

家庭ごみとして市民が有害ごみや処理施設への直接搬入で排出した以下の①②。

①廃エアゾール製品

中身を使い切り、穴開けしていない各種スプレー缶及びカセットボンベ等。
穴開けされたものも含む。アルミ缶とスチール缶に分別されていない。

②使用済ライター

使い捨てライター、ガスライター (チャッカマン含む) 等。

…①と②について、以下「廃エアゾール製品等」という。

(2) 保管状態等

廃エアゾール製品：屋内保管。下関市 (以下「甲」という。) 所有のフレキシブル
コンテナバック (以下「フレコン」という。) に入れて保管。

使用済ライター：屋内保管。保管容器は、甲所有のプラスチック製のかご (以下
「ライターかご」という。) に入れて保管。

なお、乙が甲へ貸与又は提供する保管容器も使用可。ただし、甲の施設で使用で
きるものに限る。甲へ貸与又は提供する場合の費用は、乙が全て負担すること。

5 収集運搬業務

(1) 内容

プラザに集積された廃エアゾール製品等の適正な収集運搬。運搬用車両等運搬器
具及び消耗品や燃料費、整備費等の経費は乙の負担とする。

なお、乙は、廃エアゾール製品等の保管、積み込み及び搬出に使用するためのパレ
ット等をプラザに持ち込むことができるが、これに要する費用は、乙が全て負担し、
甲に無償で貸与すること。

(2) 搬出方法

事前に協議の上で搬出日を決定する。

廃エアゾール製品等の積み込み前に、プラザに設置してある、計量法 (平成4年法
律第51号) に基づく計量機 (計量機の最小単位は10キログラム単位) で車両重
量を計量する。甲の職員又はプラザ運転管理受託者の職員 (以下「施設職員」とい

う。)立会いのもとに廃エアゾール製品等を積込み、搬出する際に計量機で積込み後の車両重量を再度、計量する。なお、搬出は平日の午前9時から午後4時までの間で実施すること。

6 処理業務

(1) 内容

プラザに集積された、廃エアゾール製品等の適正な処理業務一式。

- ・廃エアゾール製品等の穴あけ・破砕・圧縮の処理を専用処理機で行うこと。(可燃性ガスをそのまま外部に漏出させないこと。排気が無害であること。)

- ・処理の過程で発生する残渣について

- ①廃液については、ウエス(同等の製品可)に染み込ませ丈夫なプラスチック製の袋を2重にしたものに入れた上で、安全な容器に保管し、甲が指定する施設に搬入すること。廃エアゾール製品等引取り便の際に搬入することも可能とする。

- ②使用済ライターの残渣(廃プラスチック等)は甲所有のフレコンに保管し、甲が指定する施設に搬入すること。廃エアゾール製品等引取り便の際に搬入することも可能とする。

- ③廃エアゾール製品の金属くずについては、乙の責任において再資源化すること。なお、廃エアゾール製品等の再資源化に当たっては、製品となる前の段階で、国外に輸出せず、国内で一連の再生工程を完結するものとする。

また、収集運搬後の保管容器については、甲に返却するかまたは、乙の責任において適正に処理すること。

(2) 報告

業務が完了した後、乙は速やかに以下の内容が記載された報告書を提出すること。

- ・乙の処理施設での受入日、搬入重量など。
- ・処理重量(廃エアゾール製品等の正味重量より保管容器の重量を除いたものとする。)
- ・適正に処分した旨の証明書

7 処理重量

(1) 処理重量の算出方法

車両の搬入・搬出の際に計量して得た重量の差(正味重量)より、保管容器の重量を除いたものを搬出日の廃エアゾール製品等の重量とする。

甲所有のベージュ色フレコンの場合、1フレコン当たりの重量は2キログラムとする。甲所有のライターかごの場合、1ライターかご当たりの重量は2キログラムとする。

なお、乙が甲へ貸与又は提供する保管容器については、甲の職員及び乙立会いの上、保管容器の計量をプラザで行い、計量で得られた重量を基に協議をして、調整方法を決定する。

ただし、2回目以降同型容器を使用する場合は、協議して、調整方法を決定する。

(2) 推定処理重量 27.44トン(保管容器の重量を除く)

(内訳:廃エアゾール製品26.10トン、使用済ライター1.34トン)

なお、この推定処理重量は、当該業務の処理重量を保証するものではない。

8 注意事項

- (1) 乙は、本仕様書等に定める甲への報告書等には記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。
- (2) 乙は、業務の実施に当たっては、甲の職員及び施設職員と協議すること。
- (3) 乙は、労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。
- (4) 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- (5) 乙は、再資源化処理により回収した物質の販売及び処理工程における環境汚染等について、全責任を負うこと。

9 委託料の支払

- (1) 引渡しのあった月ごとに支払う業務の委託料（以下「委託料」という。）は、委託業務の完了報告を受け、履行を確認した後、請求により30日以内に委託料を支払うものとする。
- (2) 委託料の支払額は、7(1)の搬出日の廃エアゾール製品等の重量に1トン当たりの落札単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を加算した額とする。